

件名	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年松前町条例第 4 号）
根拠法令等	道路構造令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 157 号）
改正理由	<p>本来、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員（2メートル以上）を確保できないこと等により、これを整備できていない状況が多数生じている。</p> <p>他方、近年では、道路交通法（昭和35年法律第105号）第20条第2項の規定に基づく普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、既設の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正に伴い、条例を改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定する。</p>
改正の主な内容	<p>自転車を安全かつ円滑に通行させるため、自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定する（第8条の2関係）。</p> <p>その他所要の規定の整備を行う。</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	